

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	定期検査中の圧力抑制プール内のクラッド（鉄さび等の金属不純物）回収作業後の確認作業を実施していた協力企業作業員が、同プール内で座金付きのボルト・ナット1組（長さ約8cm×直径約1.5cm）を発見し、回収した。	As	2月14日公表済 (PDF 91KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃液中和タンクレベル計（復水脱塩装置制御盤設置）に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該指示計を点検・校正	D	
2	2号機	タービン建屋西側中央階段1階扉の上部蝶番に緩みが認められたため、当該扉を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋南東階段2階扉に床面との干渉が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
4	2号機	廃棄物処理建屋地階（所内蒸気戻り凝縮水受けタンク付近）の壁面天井部のひびより水のリーク（1滴/20～30秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（9）計装品点検において、温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを交換	D	
6	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）にチューブリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
7	2号機	タービン建屋換気空調系排風機（A・B・C）流量スイッチ点検において、流量スイッチの蓋が開かないことが認められたため、当該部を交換	D	
8	2号機	タービン建屋換気空調系北側給気処理装置暖房・冷房温度指示調整器（2台）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
9	2号機	漏えい燃料調査用気体廃棄物処理系高感度排ガスモニタに指示不良（通常より低め）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	3号機	原子炉補機冷却系ポンプ（C）ドレン弁の操作ハンドルに一部欠損が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
11	3号機	主タービン第5・第6軸受振動記録計に参考文字（6時間毎に参考文字を印字する）の印字不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	3号機	所内ボイラ（B）バーナ前重油供給圧カススイッチ（B）付属ベント配管に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（30-27）の1ノッチ挿入時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、長押し操作実施により良好	対象外	
14	5号機	第5給水加熱器（C）点検において、防熱板の一部に割れが認められたため、当該部を修理	D	
15	5号機	高圧タービン車室点検において、水平締付ボルト（4本）に浸食が認められたため、当該ボルトを交換	D	
16	5号機	原子炉圧カススイッチ（原子炉逃し安全弁用2個）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を校正	D	
17	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室温度記録計点検において、記録用紙送り駆動機構ギヤに摩耗が認められたため、当該記録計を修理	D	
18	5号機	サービス建屋において、過去に撤去済みの洗濯設備乾燥機に接続されていた排気ダクトの一部（非放射線管理区域設置部分）が撤去され、本来、発電所構内で保管されるべきところ、構外に持ち出されていたことが認められたため、対応検討	A	2月14日公表済 (PDF163KB)
19	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系排風機（A）を手動起動したところ、「起動」確認直後、「電源喪失」警報が発生したため、対応検討	C	
20	6号機	原子炉建屋エリア放射線モニタ記録計（A）のデジタル表示部に「エラー1（内部機構やや不調につき要確認）」が発生したため、当該計器を点検・修理	D	
21	6号機	主タービン第3・4軸振動記録計の記録用紙送り機能に動作不良（時刻より遅い）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで